

特別会員・配偶者会員 資格取得届

令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

会員氏名
(自署)

一般財団法人 山口県教職員互助会退職互助部規程に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

① 特別会員	旧所属名				旧所属コード		
	フリガナ				旧職員番号		
	氏名				特別会員番号	※	
	生年月日	昭和	年	月	日 (歳)		
	現職会員 資格取得年月日	平成	年	月	日	自宅電話	
	特別会員となった日 (退職年月日の翌日)	令和	年	月	日	携帯電話	
	退職後の住所	〒					
	受取金融機関	金融機関名	支店名		口座番号	名義 (カタカナ)	
		()	()				
	第2連絡先	氏名	続柄		電話番号		
配偶者	☐ あり ☐ なし (該当に☑) → ありの場合、 右欄記入 (該当に☑)	☐ 加入を希望する → ②配偶者会員欄を記入してください。					
		☐ 加入を希望しない → 該当に☑し、詳細を記入してください。					
		☐ 既に特別会員のため	特別会員番号			(フリガナ)	
		☐ 現職会員(本務者)のため	職員番号			氏名	
		☐ その他：具体的な理由 ()					
② 配偶者会員	フリガナ				配偶者会員番号	※	
	氏名 (配偶者自署)				携帯電話		
	生年月日	昭和 平成	年	月	日 (歳)		
	受取金融機関	金融機関名	支店名		口座番号	名義 (カタカナ)	
		()	()				

< 一括払掛金の算出 >

1 下表の 該当する退職時年齢 を○で囲み、右欄の給料月額を記入してください。

区分		必要納入 月数	算出の基となる給料月額	給料月額 (教職調整額、調整額を含む。)	
退職時年齢	算定期間				
55歳 から 60歳	36歳から 60歳までの間	300月	退職月の給料月額	A	円
	61歳から 65歳までの間	60月	退職月の給料月額×70/100 (円未満切捨)	B	円
61歳 以降	36歳から 60歳までの間	300月	退職月の給料月額×100/70 (円未満切捨)	A	円
	61歳から 65歳までの間	60月	退職の日の属する月の給料月額	B	円

2 上表の給料月額により、未納月数に該当する一括払掛金を記入してください。

	必要納入 月数 ①	納入済 月数 ②	未納月数 ① - ②	給料月額		掛金率	一括払掛金
特別会員	3 0 0 月	月	月	A	円	×3/1000	円
	6 0 月	月	月	B	円	×3/1000	円
	計						円
配偶者 会員	特別会員になるための掛金総額（360月）と同額						※ 円
合計							※ 円
納入方法 （ 該当に☑ ）	☐ 退職生業資金から控除（ 不足分は、振込により納入 ） ☐ 振込により納入						

< 確認事項 > 次の事項について確認の上、☑を入れてください。

- ☐ この届を提出後、資格取得を取り消す場合は、第6条第5号の規定に基づく資格喪失とし、退会給付金の給付適用となることを確認しました。

【 互助会使用欄 】

一括払掛金	退職生業資金	払込額
円	円	円

【 注意事項 】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) この届けは退職後2か月以内に提出すること。
- (3) 会員氏名欄及び配偶者氏名欄は、特別会員及び配偶者会員がそれぞれ自署すること。
- (4) 配偶者が加入する場合は、「配偶者の戸籍抄本」又は「本人及び配偶者記載の住民票」(写し可)を添付すること。